

お知らせ

町より

行政

行政相談

行政サービスについてのご相談、お悩み、お困りのことはありませんか。相談は無料です。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

◆日時 4月17日(金)10時～15時

◆場所 健康センター健康相談室

◆担当者

行政相談委員

松田幹男 ☎62・3024

田口英輔 ☎62・3263

問 総務課 行政係

☎52・7111

生活安全推進

宝くじ助成金を活用して 投光器を購入しました

平成26年度コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）を活用して、消防団の装備の拡充を図るため、投光器を購入しました。

「コミュニティ助成事業」とは、財団法人自治総合センターが実施する、宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業

業収入を財源に、地域（コミュニティ）で行う活動や事業に必要な施設・設備の整備を助成する事業です。

問 総務課 生活安全推進係
☎52・7111



▲消防団夜間訓練における使用状況



戸籍住民

パスポート受け取りまでの 日数短縮

平成27年4月1日から、パスポートの申請から受け取りまでの所要日数が次のとおり短縮されます。

◆所要日数

3月31日申請分まで 11日間

・町民環境課

4月1日申請分から 9日間

・総務振興課

3月31日申請分まで 13日間

4月1日申請分から 11日間

※土日・祝日は所要日数に含みません

◆受付時間・場所

・申請 町民環境課または総務振興課
9時～16時30分

・受け取り 町民環境課のみ
9時～17時

問 町民環境課 戸籍住民係

☎52・5851(直通)

町民環境

赤ちゃんの誕生を お祝いします

次代を担う子の誕生を祝福し、健やかな成長を願うとともに、子育てを支援し、少子高齢化社会に対応する活力ある社会を築き、住民生活の安定を図るため「すこやか赤ちゃん出産祝金」を支給します。

◆支給資格

出産によって子の父または母となった町内の人で、受給後も引き続き、1年以上町内に居住・同居し、現にその子を養育している人

・第1子から第3子まで
1人につき10万円
・第4子 30万円
・第5子以降 50万円

福祉

災害時避難行動要支援者の登録

水川町では、大規模災害時に一人では避難が難しい高齢者や、障がい者などの避難支援のために「避難行動要支援者」の登録を行っています。登録を希望される人には、申請書の提出をお願いします。なお、登録申請は本人や家族の判断であり、強制ではありません。詳しくはお問い合わせください。

問 健康福祉課 福祉係

☎52・5852(直通)

住民税

軽自動車税は 4月1日の所有者に課税

軽自動車税は、軽自動車やバイク、農作業用などの小型特殊自動車に市町村が課税する税で、4月1日現在の軽自動車などの所有者に年税額が課税されます。軽自動車やバイクなどの所有者になったときは、登録手続きを行ってください。

また、軽自動車税の納付につきましては、口座振替(自動払込)が便利です。預貯金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがなくなり、納付の手間が省けます。

お手続きは振替を希望する金融機関の窓口にてお願いします。

問 税務課 住民税係

☎52・5853(直通)

軽自動車税の減免

障害者手帳や療育手帳をお持ちの人は、その程度により軽自動車税の減免を受けることができます。

軽自動車税の減免を受ける場合は、5月25日(月)までに税務課または宮原振興局総務振興課に申請書の提出をしてください。

【申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・車検証
- ・運転される人の免許証
- ・障害者手帳

問 税務課 住民税係

☎52・5853(直通)

トラクターなど 小型特殊自動車の登録

農耕作業・特殊作業用などの小型特殊自動車をお持ちの人で、登録をされていない車両がある場合は、税務課または宮原振興局総務

振興課にて登録をお願いします。

【登録に必要なもの】

- ・印鑑(所有者・使用者のもの)
- ・販売証明書または車名・車台番号の分かる書類

問 税務課 住民税係

☎52・5853(直通)

県より

ミツバチに対する農業危害防止

ミツバチは農業生産などにおいて、重要な役割を担っています。

これから、かんきつ類の開花期を迎えますが、この時期の農業散布では、ミツバチの死亡事故が発生しやすいようなことに注意しましょう。

【農業散布時の注意事項】

- ① 農業ラベルの使用上の注意事項をよく確認し、ミツバチに影響のある薬剤を使用する場合には、注意事項に従い適正に使用する
- ② 近くの養蜂家と巣箱の位置や防除計画などを事前に情報交換する
- ③ 防除時は周辺を十分確認し、ミツバチや巣箱に農薬が掛からないように注意する

問 八代地域振興局 農業普及・振興課

☎33・3425

熊本県農業技術課

☎096・3333・2381

熊本県畜産課
☎096・3333・2401

固定資産課税台帳の縦覧について

地方税法の規定により、次のとおり縦覧を行います。

固定資産の詳しい内容についてお知りになりたい人、平成26年中に土地を売買したり、家屋を新築・増築したりした人、また、地籍調査により地積などが変更された人は、特に確認をお願いします。

なお、固定資産税課税明細書は、6月に納税通知書と併せて発送します。

【縦覧内容】

期 間	4月1日(水)～6月30日(火) 8時30分～17時15分(土日、祝日を除く)		
場 所	氷川町役場 税務課		
対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧できる帳簿	記載事項
	固定資産税の土地の納税者(代理人または納税管理者)	固定資産名寄帳兼課税台帳	所在(地番)、地目、地積、評価額、課税標準額など
必要なもの	固定資産税の家屋の納税者(代理人または納税管理者)	固定資産名寄帳兼課税台帳	所在(地番)、種類、構造、床面積、評価額など
	本人の確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など) ※代理人の場合、上記のほか委任状の提示が必要です。		
手数料	無 料		

お問い合わせ先: 税務課 資産税係 ☎52・5853(直通)